○倉敷市福祉のまちづくり条例

平成9年4月1日

条例第24号

改正 平成16年3月24日条例第18号

平成19年3月29日条例第9号

平成22年12月22日条例第58号

平成27年3月18日条例第15号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項
 - 第1節 地域社会の連帯の形成 (第6条・第7条)
 - 第2節 健康の確保 (第8条-第10条)
 - 第3節 社会参加の促進(第11条-第16条)
 - 第4節 勤労者福祉の充実(第17条・第18条)
 - 第5節 家庭福祉の充実(第19条―第21条)
 - 第6節 保健福祉サービスの充実(第22条―第24条)

第3章 都市環境の整備

- 第1節 生活関連施設(第25条—第29条)
- 第2節 特定生活関連施設 (第30条-第37条)
- 第3節 交通体系の整備(第38条・39条)
- 第4節 住宅の整備(第40条・第41条)
- 第5節 安全な生活環境の確保(第42条・第43条)
- 第4章 福祉のまちづくり推進体制(第44条・第45条)
- 第5章 雑則(第46条・第47条)

附則

私たちのまち倉敷市は、恵まれた気候風土のもとで、長い歴史と伝統に培われた文化を有し、 地場産業と基幹産業の調和がとれた個性豊かなまちとして発展を遂げてきた。

長寿社会を迎えた今日、この豊かな郷土において、子どもからお年寄りまですべての市民が

一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら安心して生活できる社会を実現することは、市民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、市民一人ひとりが自立して積極的に社会とかかわり合うことができるよう高齢者や障害者などを取り巻く様々な障壁を取り除き、多様な人々が互助と連帯の精神を持って交流し合える社会環境を整備することが必要である。

このため、倉敷市、市民及び事業者は、それぞれの責務を果たしながら協力し合い、思いや りの心がふれあう人にやさしい福祉のまちづくりに全力を挙げて取り組むことを決意し、この 条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに果たすべき倉敷市(以下「市」という。),市民及び事業者それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりを推進するための基本的事項等を定めることにより福祉のまちづくりの総合的推進を図り、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

(市民福祉の基本理念)

- 第2条 すべての市民は、一人の人間として尊重され、自己の意思に基づき、住み慣れた地域 において豊かな自然の中で、健康で充実した生活を送る権利を有し、これを等しく保障され なければならない。
- 2 市,市民及び事業者は、それぞれの責務に基づき、すべての市民が豊かに暮らすことができる福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

(市の基本的責務)

第3条 市は、市民福祉の基本理念に基づき、市民からの意見及び提言を広く取り入れながら 福祉のまちづくりに関する基本的な施策を策定し、諸計画等との整合性を図りながら計画的 かつ総合的に実施する責務を有する。

(市民の権利と基本的責務)

第4条 市民は、前条の規定に基づき実施される各種のサービスを法令、条例、規則等の定めるところにより等しく受ける権利を有するとともに、それに伴う適正な負担をしなければならない。

(事業者の基本的責務)

第5条 事業者は、地域社会の一員であること及びその事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

第2章 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項

第1節 地域社会の連帯の形成

(地域社会における連帯の形成)

第6条 市民及び事業者は、地域社会の一員として相互の交流を深めることにより、地域社会における連帯(以下「地域連帯」という。)の形成に努めなければならない。

(地域連帯の形成の促進)

第7条 市長は、地域連帯の形成を促進するため、集会施設の整備に係る助成等地域連帯の形成に係る基礎的条件の整備に努めるものとする。

第2節 健康の確保

(健康の保持増進)

第8条 市長は、市民自らの健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、保健医療体制の 充実及び生活環境の整備により、市民の健康を保持し、かつ、増進するよう努めるものとす る。

(保健医療機関との連携)

第9条 市長は、健康教育の充実、健康増進体制の整備、救急・医療体制の整備等に当たって、 保健所、医師会、歯科医師会等関係機関との連携に努めるものとする。

(自主的な健康づくり)

第10条 市民は、健康に関する意識を高め、自らの健康状態を把握し、健康の保持増進に努めなければならない。

第3節 社会参加の促進

(生涯学習の機会の確保)

第11条 市長及び教育委員会は、市民自らがその能力を開発し、又は社会に貢献することができるようにするため、生涯を通じて学習をする機会及び自由な文化・スポーツ活動を行う機会を設けるよう努めるものとする。

(教育機会の確保等)

第12条 市長及び教育委員会は、障害児・者(以下「障害者」という。)の教育機会の確保 に努め、障害者教育を充実するため、就学指導体制の充実、教員及び関係職員の指導力の向 上,障害者理解の推進等必要な施策を講じるものとする。

(高齢者,障害者等の自立)

第13条 市長は、高齢者、障害者をはじめ社会的に不利益を被る状態におかれている者(以下「高齢者、障害者等」という。)が、自らの能力及び社会的支援を最大限に活用することにより自立できるよう支援に努めるものとする。

(ボランティア活動の推進)

第14条 市長は、市民の相互扶助精神に基づくボランティア活動を支援するため、情報の提供、助言、コーディネート等必要な施策を講じるものとする。

(ボランティア活動への参加等)

- 第15条 事業者は、積極的にボランティア活動に参加するとともに、その雇用する勤労者が ボランティア活動に参加しようとするときは、必要な便宜を図るよう努めなければならない。 (情報の提供等)
- 第16条 市長は、社会参加に必要な情報を市民に提供するよう努めるものとする。
- 2 市長は、高齢者、障害者等が円滑に情報を利用し、その意思を表示することができるよう 必要な施策を講じるよう努めるものとする。

第4節 勤労者福祉の充実

(就業機会の創出等)

第17条 事業者は、高齢者、障害者等広く市民の就業機会の創出及び雇用関係の安定に努めるとともに、福利厚生、共済制度等勤労者福祉の向上に努めなければならない。

(就業機会の確保の支援等)

- 第18条 市長は、高齢者、障害者等の就業機会の確保を支援するため、公共職業安定所等の 関係機関及び事業者との連携を図るとともに、市民及び事業者への啓発に努めるものとする。
- 2 市長は、勤労者福祉の向上に資するため、勤労者福祉に関する共済制度の育成、勤労者の ための福祉施設の設置等必要な施策を講じるものとする。

第5節 家庭福祉の充実

(家庭生活の維持向上等)

第19条 市民は、家庭生活における家族員相互の理解と協力により、良好な家庭生活の維持 向上に努めるとともに、児童が健全な発達を確保できる環境を整えるよう努めなければなら ない。 (家庭福祉施策等の実施)

第20条 市長及び教育委員会は、市民の良好な家庭生活の維持と児童の健全育成を図るため、 家庭及び児童に関する相談等必要な施策を講じるよう努めるものとする。

(家庭機能の支援等)

第21条 市長は、保育の必要な児童に対する必要な措置、単親家庭等への支援等家庭機能を 支えるために必要な施策を講じるものとする。

第6節 保健福祉サービスの充実

(在宅サービスの提供等)

- 第22条 市長は、高齢者、障害者等のうち、日常生活に支障のある市民に対し、在宅での生活を適切に支えるための各種保健福祉サービス(以下「在宅サービス」という。)を行うものとする。
- 2 市長は、在宅サービスを担う人材の養成及び確保に努めるものとする。

(施設整備の推進)

第23条 市長は、高齢者、障害者等のうち、在宅での生活が困難な市民のための施設及び在 宅サービスを行うための拠点となる施設の整備に努めるものとする。

(在宅福祉への理解と協力)

第24条 市民は、だれもが可能な限り住み慣れた家庭や地域で生活することの重要性を認識 し、高齢者、障害者等の日常生活を支援するよう努めなければならない。

第3章 都市環境の整備

第1節 生活関連施設

(生活関連施設の理念)

第25条 生活関連施設(病院,店舗,集会場,ホテル,学校,官公庁舎,公共交通機関の施設,道路,公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で規則で定めるものをいう。以下同じ。)は、自然環境に配慮するとともに、高齢者、障害者等をはじめすべての市民が安全かつ快適に利用できるよう配慮されたものでなければならない。

(整備基準)

第26条 市長は、高齢者、障害者等をはじめすべての市民が生活関連施設を安全かつ円滑に 利用できるよう、生活関連施設の構造及び設備の整備について必要な基準(以下「整備基準」 という。)を定めるものとする。 2 整備基準は、生活関連施設の種類に応じ、規則で定める。

(整備基準への適合)

第27条 生活関連施設を設置し、又は管理するもの(以下「生活関連施設の設置者等」という。)は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(整備基準適合の表示)

第28条 生活関連施設の設置者等は、当該生活関連施設の構造及び設備が整備基準に適合しているときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等をはじめすべての市民に分かりやすく表示するよう努めるものとする。

(機能の維持)

第29条 生活関連施設の設置者等は、当該生活関連施設の構造及び設備が整備基準に適合しているときは、当該適合箇所の機能を維持するよう努めるものとする。

第2節 特定生活関連施設

(新築等の届出)

- 第30条 特定生活関連施設(生活関連施設のうち高齢者,障害者等をはじめすべての市民が安全かつ円滑に利用できるよう特に整備を促進することが必要な施設として規則で定めるものをいう。以下同じ。)について,次に掲げる行為(以下「特定生活関連施設の新築等」という。)をしようとするものは,規則で定めるところにより,その内容についてあらかじめ市長に届け出なければならない。ただし,規則で定める施設に係る特定生活関連施設の新築等については,この限りでない。
 - (1) 特定生活関連施設の新築若しくは新設、増築若しくは増設又は改築
 - (2) 特定生活関連施設の用途の変更(当該用途の変更により特定生活関連施設に該当しないこととなる場合を除く。)
 - (3) 特定生活関連施設の建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替
 - (4) 施設の用途の変更(当該用途の変更により特定生活関連施設に該当することとなる場合に限る。)
- 2 前項の規定による届出を行ったもので当該届出に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするものは、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出を行ったもので当該特定生活関連施設の新築等の工事を完了した ものは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (新築等の協議)

- 第31条 規則で定める規模以上の建築物に係る特定生活関連施設の新築等をしようとするものは、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ市長に協議しなければならない。
- 2 前項の規定による協議を行ったもので当該協議に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするものは、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ市長に協議しなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定による協議を行ったもので当該特定生活関連施設の新 築等の工事を完了したものについて準用する。
- 4 前3項の場合においては、前条各項の規定による届出を要しない。 (高齢者、障害者等の意見)
- 第32条 特定生活関連施設の新築等をしようとするものは、当該特定生活関連施設の新築等 に当たり、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第33条 市長は、第30条又は第31条の規定による届出又は協議があった場合において、 当該届出又は協議に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届 出又は協議を行ったものに対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(適合状況の報告)

- 第34条 市長は、特定生活関連施設を設置し、又は管理するもの(次項において「特定生活 関連施設の設置者等」という。)に対し、規則で定めるところにより、当該特定生活関連施 設の整備基準への適合状況について報告を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定による報告に係る特定生活関運施設が整備基準に適合していないと認 めるときは、当該特定生活関連施設の設置者等に対し、必要な指導及び助言を行うことがで きる。

(勧告)

- 第35条 市長は、次に掲げるものに対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 - (1) 第30条又は第31条の規定による届出又は協議を行わないで工事に着手したもの

- (2) 第30条又は第31条の規定による届出又は協議の内容と異なる工事を行ったもの
- (3) 前条第1項の規定により求められた報告を正当な理由なく行わないもの
- (4) 第33条又は前条第2項の規定による指導及び助言に正当な理由なく従わないもの (公表)
- 第36条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に従わない ときは、当該勧告を受けたものの氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けたもの に意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入り調査)

- 第37条 市長は、第33条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に特定生活関連施設に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3節 交通体系の整備

(移動手段の確保)

第38条 市長は、移動手段の確保が困難な高齢者、障害者等の移動を容易にするよう必要な 施策を講じるよう努めるものとする。

(公共車両等の整備)

第39条 市長は、公共車両等の所有者又は管理者に対し、その所有し、又は管理する公共車両等を、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮するよう要請することができる。

第4節 住宅の整備

(住宅政策の推進)

第40条 市長は、関係機関と連携し、市民が安全かつ快適に居住できるよう住宅政策の推進 に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の利用に配慮した住宅の供給)

第41条 市長は、住宅を供給する事業者に対して、高齢者、障害者等の利用に配慮した住宅 の供給に努めるよう要請することができる。

第5節 安全な生活環境の確保

(安全な生活環境の確保)

第42条 市長は、災害、事故、犯罪等から市民を守るため、関係機関及び関係団体と緊密な 連携を図りながら、安全意識の高揚を図るための啓発活動、生活の安全を確保するための環 境整備等、総合的な生活安全対策の実施に努めるものとする。

(安全なまちづくりへの協力)

第43条 市民及び事業者は、自らの生活の安全確保及び相互扶助の精神に基づき、地域の安全確保に努めるとともに、市長が実施する生活安全対策に協力しなければならない。

第4章 福祉のまちづくり推進体制

(福祉教育の推進)

第44条 市長及び教育委員会は、あらゆる教育及び学習の場を通じて福祉教育を行うよう努めるものとする。

(福祉学習及び福祉教育への参加)

第45条 市民は、市民福祉の基本理念を理解し、福祉活動を実践するための自主的学習を行 うとともに、福祉教育に積極的に参加するよう努めなければならない。

第5章 雑則

(国等に関する特例)

第46条 国, 県, 市町村その他規則で定めるものについては, 第3章第2節(第32条を除 く。)の規定は適用しない。

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第3章第1節から第3節までの規定及び第42条の規定の施行期日は、規則で定める。

(平成10年3月規則第12号で、同10年4月1日から施行)

附 則(平成16年3月24日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 倉敷市福祉のまちづくり推進委員会条例(平成10年倉敷市条例第7号)は、廃止する。 (関係条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例 第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「

在宅介護総合支援センター運営協議会委員	日額	7,	100円	同上
福祉のまちづくり推進委員会委員	日額	7,	100円	同上

」を「

」に改める。

附 則(平成19年3月29日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月22日条例第58号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月18日条例第15号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。